

必ず儲かる？出資には要注意！

投資や出資、ファンド等に関する相談は全国的にも増加傾向にあり、当県においても多数の相談が寄せられています。契約者の平均年齢は50歳代、その半数以上が100万円を超える契約を結んでいるほか、平均契約金額は平成22年度に1千万円を超え、今年度（9月末日現在）も1186万円となっています。中でも、金融商品を取引する業者が仲介する契約ではなく知人などを通して店舗や事業者等に出資するという相談が目立っています。

事例1

いつも利用している自然食品を売る店で「店に投資をすれば元本保証・高利息運用でき、利息分は店の商品券で受け取れる。中途解約をしても元本は直ちに返金する。」と勧められ総額1千万円を投資した。

利息として初年度は72万円、その後も3年間で計184万円の商品券を受け取ったが、事業者は不渡りを出し「すぐには返金できない、別の自然食品のオーナー契約に変更したらどうか」と勧められたが不安。（86歳 女性）

事例2

以前、印鑑を購入した業者から、金を貸してくれたら利子を月々複利で付けると言われ、数回に渡り300万円近く金銭消費貸借契約を交わした。返済期日は月末で毎月更新していたが一度も利息は支払われぬまま連絡がつかなくなった。お金を取り戻したい。（34歳 女性）

事例3

母親が「磁気バンドのレンタルオーナーにならないか。なれば年利6%の利息を受け取れる」と言われ、レンタルオーナーになるための保証金100万円を振り込んだようだ。怪しい。（契約者80歳 女性）

アドバイス

- ・ 自ら投資を希望して事業者と接触するわけではなく、知人や顔見知りの従業員などから、元本保証、高利回りなどと謳う出資を勧められており、マルチ商法まがいの取引も疑われるほか、不特定多数から元本保証をうたい高額な資金を集める手口は出資法に抵触する可能性もあります。
- ・ 実態がよくわからない出資や、リスクや契約内容について十分に説明されず必

ず儲かるといった断定的判断を提供するなどの場合は契約を差し控えるようにしましょう。業者によっては最初の数年間は利払いがなされるもののしばらくすると連絡がとれなくなったり、返金を求めても解約に応じない、などといったトラブルも多数寄せられています。仕組みのわからない投資は絶対に契約しないで下さい。

- 不安を感じたら契約する前に、まずは県民生活相談センターまでご相談下さい。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受け付けています。

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。

H 2 3 . 1 1 . 2 2 岐阜新聞掲載

